

第51回（平成30年1月26日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、嶋田委員、手塚委員、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第51回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1、農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書）の概要説明につきまして、井上調査官から説明をお願いします。

○井上調査官 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

独立行政法人農業者年金基金が実施する農業者年金業務等に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成30年1月22日付け29独農年業第18号において、独立行政法人農業者年金基金から、当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。本日は、評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金の職員に出席いただき、概要を説明いただくものです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの井上調査官の御説明にありましたとおり、農業者年金基金及び農林水産省の職員に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、農業者年金基金から御説明をお願いします。

○農業者年金基金 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長、委員の皆様、委員会事務局の皆様におかれましては、日頃より農業者年金基金の事業運営につきまして、御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当基金におきましては、組織を挙げて万全な安全管理・保守のための取組を進めているところですが、この度、公的年金等支払報告書を提出するに当たって、提出先である地方税電子化協議会のシステムが、特別徴収義務者以外の年金保険者による光ディスクの提出に対応していないということが確認されました。

このため、公的年金等支払報告書の提出期限が迫る中で、評価書の変更に係る御承認をお願いすることになり、委員会に多大な御迷惑をお掛けしたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

現行の評価書に記載する段階で、地方税電子化協議会への確認を行っていなかったこと

を教訓として、今後はかかる事案が発生しないよう、取組を一層強化してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御高配を賜りますようお願い申し上げます。

お配りしております評価書の変更内容につきまして御説明します。

8ページの3-⑩でございます「支払報告書データの提出」という項であります。地方税法によって、年金保険者に今月末までの提出が義務付けられているこの公的年金等支払報告書等について、先ほど申しましたとおり、データを書き込んだ光ディスクの提出に代えて、送信専用端末に取り込んで、e L T A X等を用いた回線での提出に変更するものであります。この提出方法の変更に伴いまして、17ページ以降のリスク対策を追加しております。

データを送信専用端末に読み込ませて、回線での提出に変更することに伴いまして、基金のシステム及びサーバーからネットワークを物理的に分離した、送信専用端末を利用するとともに、利用者ID・パスワードの管理、操作履歴の管理、取扱職員の限定、送信専用端末に一時的に保存されるデータの削除を追加しております。

具体的なリスク対策としては、送信専用端末の基金システムからの物理的な分離につきましては、18ページでございます。

利用者ID・パスワードの管理については、18ページと21ページでございます。

操作履歴の管理については22ページに、管理取得、取扱職員の限定につきましては24ページに、送信専用端末に一時的に保存されるデータの削除については24ページと25ページにそれぞれ記載しております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございました。

今回のような確認不足は、日頃からしっかりとマネジメントができていれば起こり得ないことではないかと思えます。新しい体制を整備されてスタートしているとのことですが、まだ組織体制も十分ではないと思われます。

特に組織運営に関しては、組織の上位職の責任者クラスから意識を改めていただいて、今後、このようなことがないように、適切に機能させていただきたいと思えます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 少し厳しい指摘をいたします。

基金が組織として機能しているのか、率直に言って疑問を感じています。組織体制の整備、職員一人一人の意識の向上が重要であることは言うまでもありませんが、何より経営陣が先頭に立ち、リーダーシップを執って取り組んでいただかないと状況は改善されないと思えます。

所管省庁である農林水産省におかれましては、今申し上げた観点からのフォローを是非お願いいたします。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

農業者年金基金、どうぞ。

○農業者年金基金 ありがとうございます。

ただいま御指摘を頂いた事項につきまして、組織全体を視野に入れて、個人情報保護の徹底に取り組むということで、中核的な組織体制を整備し、管理者及び職員一人一人が、特定個人情報を取り扱うリスクの重大性に関する意識を持つように、経営のトップである理事長が継続的に組織風土の改善に向けた取組を行っているところでございます。

引き続き、農林水産省の御指導、御助言を頂きながら、今後、更に取組を徹底してまいりたいと思っております。

本日は、理事長が出張のため出席できませんでしたが、理事長にも頂いた御指摘は必ず伝え、取組を強化してまいりたいと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

他に御意見、御質問がありませんので、農業者年金基金におかれましては、宮井委員、熊澤委員の御意見、最後の農業者年金基金からの御発言を踏まえ、対応をしっかりと行っていただきたいと思っております。また、本評価書は、本日の説明内容等も踏まえて、審査を進めていくこととしたいと思っております。どうもありがとうございました。

次に、議題2、神奈川県医療従事者健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書）につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 神奈川県医療従事者健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書について、資料2に基づいて審査表を説明いたします。

1ページめくると、目次がございます。こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を取り扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、また「健康保険基幹情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかを判断し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

次に、12ページの「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」を御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、情報漏えい時等の報告体制の整備及び研修の実施について具体的に記載しているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしております。

「所見」としましては、「個人情報漏えい時の事故発生時危機管理マニュアル」及び「個人情報漏えい等の事故発生時の緊急連絡網」を策定すること等が具体的に記載されているとしております。

次に、75番では、特定個人情報が記載された書類や電子媒体の管理について、入手から

廃棄までの取扱いに係るリスク対策を具体的に記載しているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしております。

「所見」としましては、特定個人情報に記載された書類の管理については、機密文書管理台帳を作成し廃棄年月日を記録すること等が具体的に記載されているとしております。

続きまして、13ページの上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として次の3点を記載しております。

(1)として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(3)として、情報漏えい時等の報告体制の本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、次の4点を記載しております。

1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

3点目として、特定個人情報の取扱いについて、職員への教育は実務に即して実施することが重要であるとしております。

4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であるとしております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見がありませんので、本評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、神奈川県医療従事者健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書を承認することといたします。

評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるように、事務局において、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○井上調査官 神奈川県医療従事者健康保険組合に対して、承認された旨、承認後に評価

書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 次に、議題3、特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3に基づいて御説明いたします。

本件は、平成29年8月7日の第42回個人情報保護委員会において、「特定個人情報保護評価指針等の再検討について」として議論いただいたところですが、今般、その見直しの方向性をまとめました。

資料にありますとおり、番号法第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とされています。

近年、サイバーセキュリティに関する技術の進歩や行政機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化等が進んでいます。

また、資料の別添にありますとおり、指針の再検討に当たって実施した評価実施機関へのヒアリングにおける主な意見には、基礎項目評価書におけるリスク対策の記載等がございました。

このような背景を踏まえ、主な論点として、大きく2点、計3点の案をまとめました。

1点目の「基礎項目評価書記載事項」について、現行の様式では、評価の対象となる事務の概要等、形式的な項目のみを記載する様式となっていることから、今年度の定期報告の際にリスク対策について報告を求めたところですが、基礎項目評価を行う行政機関等や地方公共団体等に、改めてリスク及びリスク対策の認識を深めていただく観点から、最低限のリスク対策に関する措置状況等を確認するための記載欄を基礎項目評価書の様式に設けてはどうかということでございます。

2点目の「負担軽減を図る事項」については、論点が2つございます。

1つ目は、「評価の実施時期の見直し」でございます。

現行の指針においては、評価の実施時期について、原則として「要件定義終了まで」とされているところですが、評価実施機関における詳細なリスク対策の検討は、システム的设计段階で具体的になることから、要件定義終了までに評価を実施することが困難となっており、委員会が承認する評価書の多くについて、委員会は評価の実施時期変更の協議を依頼され、これを了承してきたところでございます。

今般、評価実施機関及び委員会の事務負担の軽減の観点から、評価の実施時期を「プログラミング開始前」に見直してはどうかということでございます。

2つ目は、「担当部署」における「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止」でございます。

現行の基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の様式は、評価を実施する担当部署の所属長の氏名の記載を求めています。

このため、人事異動の度に評価書を修正しなければならないため、事務負担軽減の観点

から、所属長の氏名の記載を省略し、役職名のみの記載としてはどうかということがございます。

また、次のページに「スケジュール（案）」を記載しております。

今回の委員会において、見直しの方向性について審議いただきまして、平成30年2月の委員会において、今般の審議の結果を踏まえた規則及び指針の改正案について審議いただきたいと考えております。

その審議を踏まえまして、2月から3月にかけてパブリックコメントを行い、3月から4月までにパブリックコメントにおける意見を踏まえた規則及び指針の改正案を決定いただきたいと考えております。

4月から5月までの間に新指針を公表し、負担軽減を図る事項の適用を開始させたいということがございます。

また、平成30年4月頃から平成31年春にかけて、地方公共団体等への周知や基礎項目評価書の変更に伴い必要となるシステムの改修を行い、平成31年春からは基礎項目評価書の新様式の適用を開始させたいということがございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明ありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、基礎項目評価書記載事項に最低限のリスク対策に関する措置状況等を確認するための記載欄を設けることは必要だと思います。

これは、地方公共団体等による定期報告をきっかけとして、地方公共団体等がリスク対策の実施状況を改めて確認する必要があることが認められ、そのために基礎項目評価書に記載する方法は一番有効で効率的であると思いますので、この方向性でよろしいのではないかと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 基礎項目評価書へのリスク対策の記載については、私も必要だと思います。

しかし、特に規模の小さな地方自治体では、基礎項目評価のみを実施しているところが多くありますので、地方自治体等の事務負担には、配慮することが重要です。

システムの改修が必要とのことですが、経過措置の設定も検討していただきたいと思ひます。

また、システム開発は、要件定義期間が短縮化される傾向にあることから、見直し案にあるとおり、評価の実施時期はプログラミング開始前までに行えば良いと思ひます。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

御説明にもありましたように、指針は国際的動向を踏まえて見直しをしていくことになっております。

今般、データ保護影響評価の実施が義務付けられたEUにおけるGDPRの制定等、データ保護に係る事前評価を充実させようとする動きがあります。

一方、我が国では、マイナンバー制度創設時に、法令に基づく制度として、行政機関において事前にリスク対策を含めた評価を実施する特定個人情報保護評価を導入しており、このような諸外国の中でも先進的な国の一つであると認識しております。

また、基礎項目評価書にリスク対策に関する措置状況等を確認するための記載を行うことで、制度の更なる充実が図られるものと考えています。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

ただいまの説明で、検討すべき論点はおおむね出ていると思います。各委員の御発言にもありましたように、このような方向での検討を進めていきたいと思います。

次回は具体的な見直し案を事務局で用意いただいて、議論を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

次に、議題4、個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正案に関する意見募集結果につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは資料4-1を御覧ください。

パブリックコメントの募集は、昨年12月7日から今年の1月5日まで30日間実施しまして、計13の団体・個人から計21件の御意見が寄せられました。資料4-3がパブコメにかけた規則案でございます。

寄せられた御意見とそれに対する回答につきましては、資料4-2でまとめております。主なものを少し御紹介させていただきます。

まず、最初の1番の御意見ですけれども、1のほうで、指定をする外国を定める方法を明らかにしてほしいというものがございました。これにつきましては、具体的な外国の名称については告示で定めまして、委員会のホームページでも掲載する予定としております。

同じ方の御意見の3番のところ、各国について、指定をするかどうかの検討期間はどれくらい見込んでいるかといった御意見がありました。これにつきましては、検討に要する期間は国によって異なりますので、一概にお示しするのは困難でございますけれども、随時、その国の状況などを確認して定めることとしています。

資料の5ページでございますが、12番、14番、15番は事業者の団体ですとか、在日米商工会議所などから、ほぼ同じような御意見をいただいております。1つは規則案につきまして、例えばEUの場合、我が国は十分に認定を受けるだけでなく、相互に認定をし合うといった枠組みができることには賛成であるといった御意見をいただいております。

す。

また、対等な交渉とする観点から、外国の指定のタイミングに関してはよく検討していただきたいといった御意見をいただいております。これにつきましては、EUの指定のタイミングに関しては、十分性認定のタイミングと合わせて行う予定であるといった記載をさせていただいております。

さらに、このような事業者団体からの御意見としまして、従来からあるCBPRシステムの認証による個人データの移転についても、引き続き可能であることを確認したいといった御意見がありましたので、こちらはCBPRシステムによる第三者へのデータの移転ルールに関しては特に変更はなく、CBPRシステムについても引き続き促進していきたいと考えております。

おめくりいただきまして、8ページ、16番の御意見になりますが、今回の規則案というものは、EUの十分性認定に対応するものと考えられるので、EUの一般データ保護規則に規定されているような、必要に応じて要件を満たしているかどうかの確認を行うといった、いわゆるレビュー条項ですとか、あとは、要件を満たさないと思われる場合には認定を取り消すといった条項についても追加を検討してはどうかといった御意見をいただいております。

こちらにつきましては、確かに必要に応じて要件をチェックすることは有益なことだと考えられますので、規定を追加する方向で今後、検討いたしまして、また委員会のほうに御報告申し上げたいと考えております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御説明ありがとうございます。

今回の意見募集を踏まえて、規則案の整備の最終段階に入ることは、日EU間の相互認証に向けた重要な進展だと思います。

意見にもありましたが、EUを外国指定するタイミングについては、欧州委員会から日本への十分性認定に合わせて行うことができるように、しっかり調整していくことが重要だと思います。

また、レビューや外国指定の取消しに関する条項については、外国指定後、事情の変更はあり得ますので、検討すべきだと私も思います。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

外国指定につきましては、規則に定める要件に関する検討状況を踏まえまして、国民の十分な理解が得られるように取りまとめていきたいと思っております。

欧州委員会と対話を進めている段階でありますので、それに合わせて対応したいと思



ます。ありがとうございました。

次に議題5、その他です。3件あります。

1件目、個人情報保護委員会運営規程の一部改正（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

まず「個人情報保護委員会運営規程の一部改正（案）について」でございます。

委員会の開催につきましては、個人情報の保護に関する法律第68条第2項において「委員会は、委員長及び4人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」とされております。

これにつきましては、緊急に委員会の意思決定が必要となった場合に、会議の議決に必要な定足数を満たさないために委員会が開催できないといったような場合が想定されます。このような場合に、委員会の意思決定を迅速に行うために、緊急の対応を想定した規程を整備することが望ましいと考えております。

このため、今般、個人情報保護委員会議事運営規程を改正いたしまして委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による会議の開催、いわゆる持ち回り開催を可能とする旨の規定を新設することとしたい」と考えております。

また、今回は併せまして、事務局次長の創設などに伴う所要の規定の改正も行わせていただければと考えております。

施行日につきましては、本日御了承いただければ、明日1月27日から施行することと検討しております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

特に御意見等がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。ありがとうございました。

次に、その他の2件目です。国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書の公表につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 国税庁が作成しました国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書につきましては、前回の委員会において御承認いただいたところです。承認の際に御決定いただいた、個人情報保護委員会による審査欄への記載事項につきましては、国税庁において評価書に反映していただいております。

今般、平成29年12月20日付けでマイナンバー保護評価Web及び国税庁のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

3件目、委員の海外渡航承認についてです。手塚委員が1月27日から2月2日までイス

ラエル、2月12日から16日までインドネシア、2月17日から3月4日までアメリカ等、宮井委員が1月27日から2月1日までアメリカに、それぞれ委員会用務外で渡航されるということです。

これらの海外渡航について、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、2月23日金曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料でございますが、ただいまの決定どおりに取り扱いをさせていただきます。

また、神奈川県医療従事者健康保険組合の全項目評価書が御承認いただきましたので、前回会議の提出資料でございます評価書を公表させていただきます。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。